

I 条例施行後3年を目処とした見直しについて

第1 第1回協議会における意見

<p>1 普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会モデルの考え方が広まるような啓発活動を進めていただきたい。 ・ パラリンピックや国体・全国障害者スポーツ大会の広報活動を通じ、障害への理解を広める取組が必要。 ・ 当事者団体としても、普及啓発に向けて協力したい。
<p>2 災害時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の避難にあたっては、民生委員、自治会長等の支援が必要であり、個別計画の作成を進める必要がある。 ・ 条例第7条「財政上の措置」に、「災害時又は緊急時には必要に応じた財政措置を講ずる」旨の規定を追加して欲しい。 ・ 条例に、障害を理由とする不利益取扱いに該当する具体の行為類型として、「災害時における障害を理由とする不利益取扱いの禁止」を規定して欲しい。
<p>3 相談体制, 周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第7条「財政上の措置」に、「障害のある人への完全な周知を実現するために必要な財政措置を講ずる」旨の規定を追加して欲しい。 ・ 条例に、「相談員のスキルアップを目的とした研修等を県主導で行う」旨の規定を追加して欲しい。 ・ 相談場所、相談員の配置について、気軽に相談できる体制として欲しい。 ・ 相談支援専門員や保健所の窓口においても相談できるようにするとともに、県主導で研修を実施して欲しい。
<p>4 インクルーシブ教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第13条「教育における障害を理由とする不利益取扱い」の2項の規定を、本人・保護者が普通学級への通学を望む場合、「障害児と障害のない児童が可能な限り共に教育を受けられるように配慮し、本人・保護者の意見を最大限尊重して就学先を決定する」と変更して欲しい。

【参考】障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例

(財政上の措置)
 第7条 県は、障害者差別解消施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)
 第13条 (省略)
 2 教育委員会は、障害のある人若しくはその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)に対し必要な説明を行わず、又はこれらの者から意見を聴取せずに、就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。))をいう。)を決定してはならない。

第2 条例施行後の状況等（※第1回協議会以降に実施した調査等）

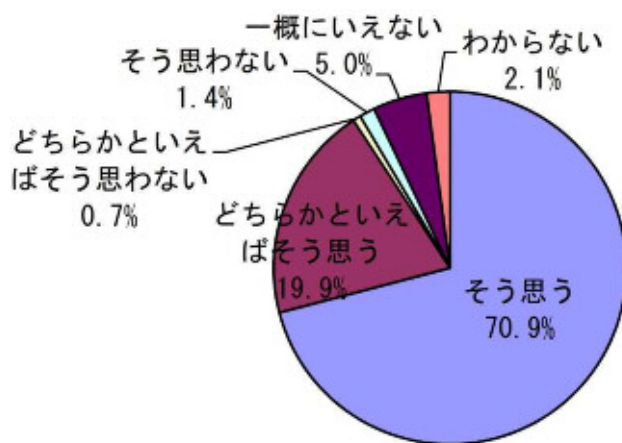
1 県民に対する意見聴取

(1) 県政モニターアンケートの実施（平成30年1月）

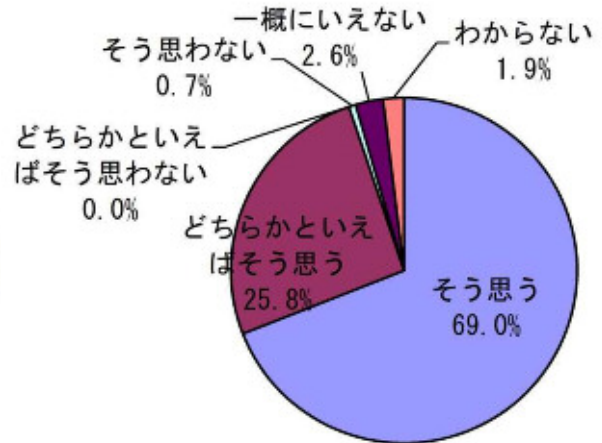
本県在住の20歳以上の県政アンケートモニター（200名）を対象にアンケートを実施。

(2) アンケート集計結果（有効回答数 155（78%））

問1 「障害のある人が身近に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、どう思いますか。



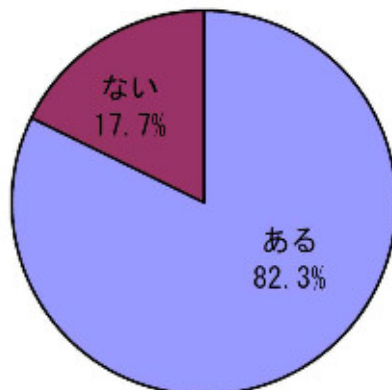
【H25】（N=141）



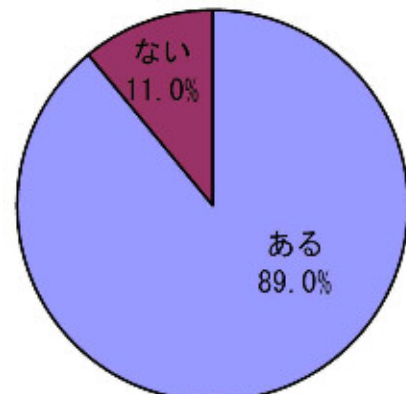
【H29】（N=155）

障害のある人が身近に生活していることを当たり前だと感じている人の割合をH25年度と比較すると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は高くなっている（H25：90.8% → H29：94.8%）。

問2 障害のある人と話したり、障害のある人の手助けをしたことがありますか。

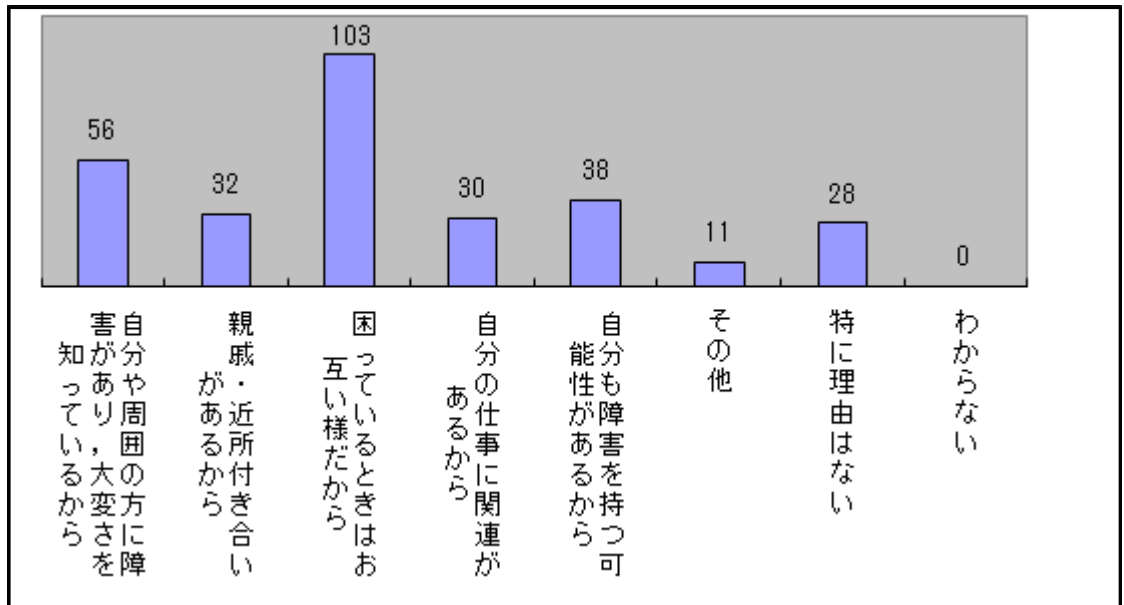


【H25】（N=141）

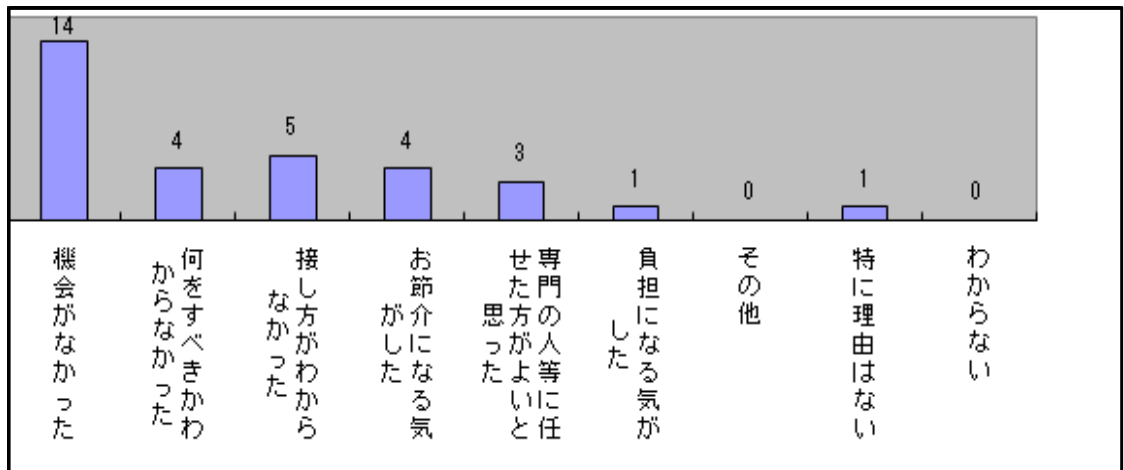


【H29】（N=155）

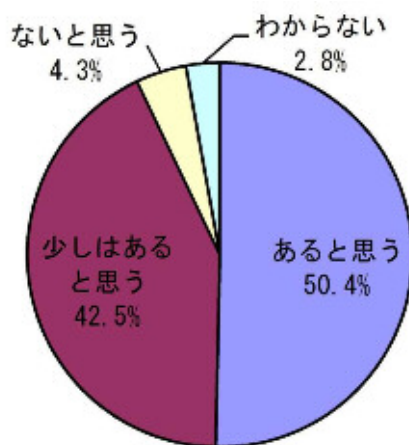
(問2で「1 ある」と答えた方に)
 問3 それはどのような理由からですか。(複数回答可)



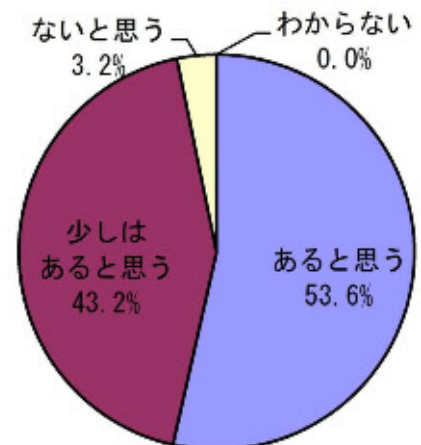
(問2で「2 ない」と答えた方に)
 問4 なかったのはどうしてですか。(複数回答可)



問5 障害のある人に対する障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。



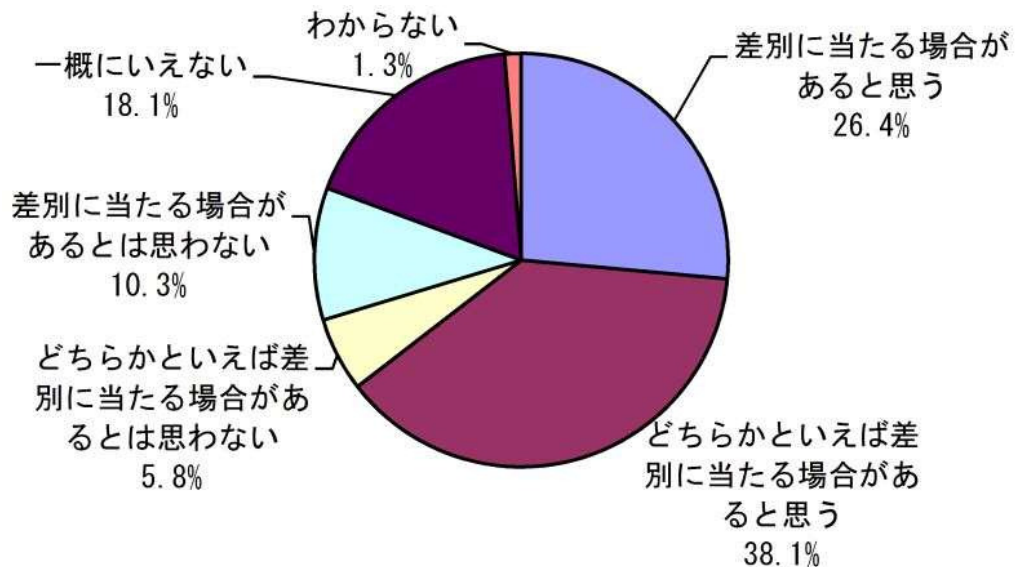
【H25】 (N=141)



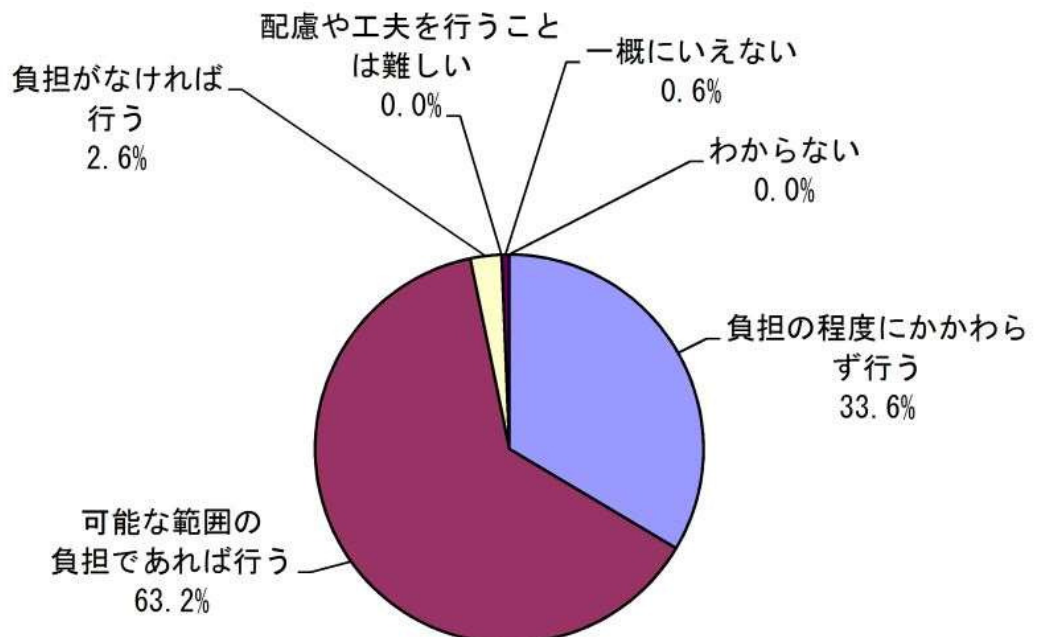
【H29】 (N=155)

障害のある人に対する差別や偏見があると感じている人の割合をH25年度と比較すると、「あると思う」「少しはあると思う」と答えた人の割合は高くなっている（H25：92.9% → H29：96.8%）。

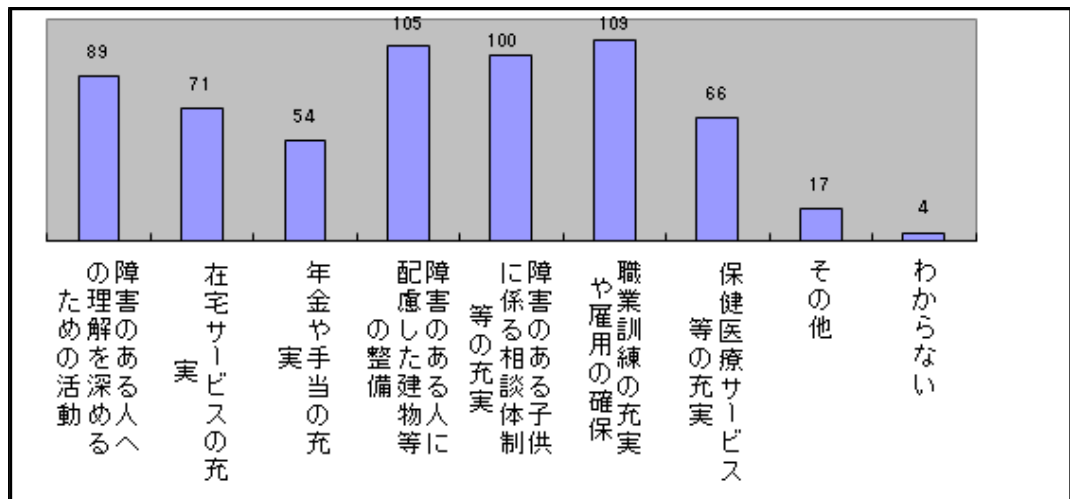
問6 障害のある人がない人と同じように生活するため、生活するための不便さを取り除く、例えば、段差や坂道での車椅子の介助や、横断歩道や駅のホームでの視覚障害のある方の誘導など、いろいろな配慮が必要になることがあります。こうしたことを行わないことが「障害を理由とする差別」に当たる場合があると思いますか。



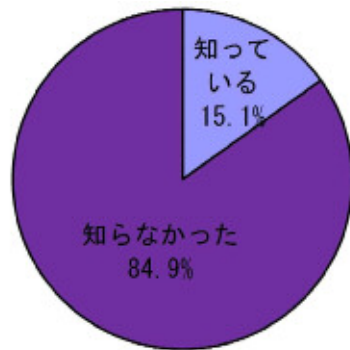
問7 障害のある人とない人が同じように生活していくために、例えば、段差や坂道での車椅子の介助や、横断歩道や駅のホームでの視覚障害のある方の誘導などの配慮を行うことをあなたが求められた場合、あなたはどのようにしますか。



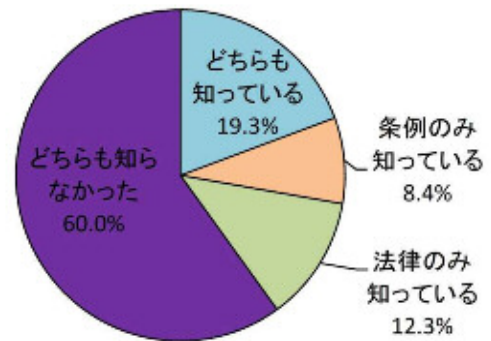
問8 障害のある人に関する県の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うものをお答えください。（複数回答可）



問9 障害を理由とする差別の解消を目的として、県では平成26年10月に「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が施行されているほか、国においても平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されていますが、ご存じですか。

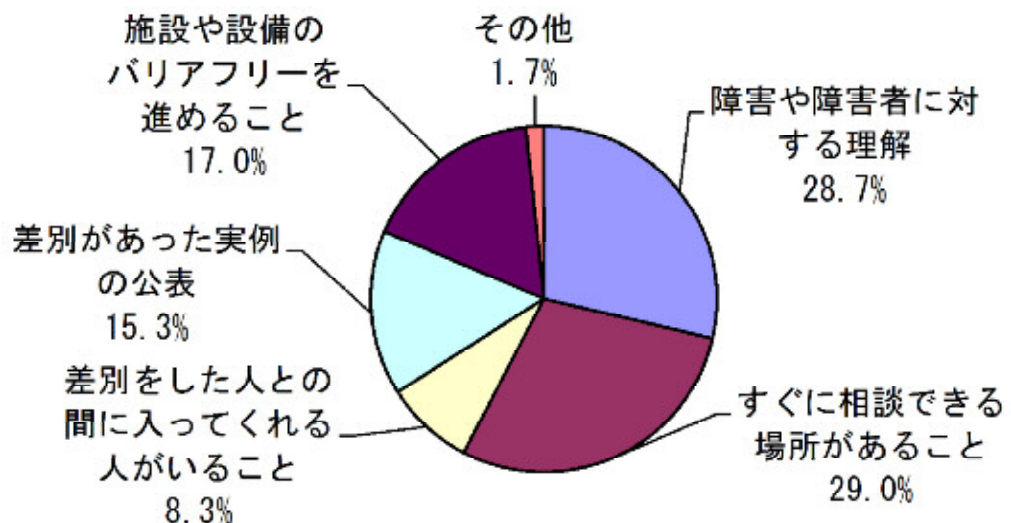


※条例の認知度
【H25】(N=141)



【H29】(N=155)

問10 条例及び法律においては、正当な理由がないのに障害を理由に不利益な取扱いをすることや、負担が重くないにも関わらず障害のある人にとって障壁になっていることを取り除く配慮をしないこと（＝合理的配慮の不提供）を「障害を理由とする差別」としています。これらの差別をなくすには、どのようなことが必要だと思いますか。（おもなものを2つまで選択してください。）



【参考】 法及び条例の認知状況による比較

問1 国や県では「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、この「障害のある人が身近に生活しているのが当たり前」という考え方について、どう思いますか。

	認知 N=62	不認知 N=93
1 そう思う	69.4%	68.8%
2 どちらかといえばそう思う	29.0%	23.7%
3 どちらかといえばそう思わない	0.0%	0.0%
4 そう思わない	0.0%	1.1%
5 一概にいけない	0.0%	4.3%
6 わからない	1.6%	2.2%

問2 あなたは、障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたことがありますか。

	認知	不認知
1 ある(→問3へ)	93.5%	86.0%
2 ない(→問4へ)	6.5%	14.0%

問5 あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。

	認知	不認知
1 あると思う	53.2%	53.8%
2 少しはあると思う	45.2%	41.9%
3 ないと思う	1.6%	4.3%
4 わからない	0.0%	0.0%

問6 障害のある人となない人が同じように生活するためには、生活するための不便さを取り除く、例えば、段差や坂道での車椅子の介助や、横断歩道や駅のホームでの視覚障害のある方の誘導など、いろいろな配慮が必要になることがあります。あなたは、こうした配慮を行わないことが「障害を理由とする差別」に当たる場合があると思いますか。

	認知	不認知
1 差別に当たる場合があると思う	32.3%	22.6%
2 どちらかといえば差別に当たる場合があると思う	45.2%	33.3%
3 どちらかといえば差別に当たる場合があるとは思わない	3.2%	7.5%
4 差別に当たる場合があるとは思わない	6.5%	12.9%
5 一概にいけない	12.9%	21.5%
6 わからない	0.0%	2.2%

問7 障害のある人となない人が同じように生活していくために、例えば、段差や坂道での車椅子の介助や、横断歩道や駅のホームでの視覚障害のある方の誘導などの配慮を行うことをあなたが求められた場合、あなたはどうしますか。

	認知	不認知
1 負担の程度にかかわらず、配慮を行う	46.8%	24.7%
2 可能な範囲の負担であれば、配慮を行う	48.4%	73.1%
3 負担がなければ、配慮を行う	3.2%	2.2%
4 配慮を行うことは難しい	0.0%	0.0%
5 一概にいけない	1.6%	0.0%
6 わからない	0.0%	0.0%

2 ノウフクマルシェにおけるアンケートの実施

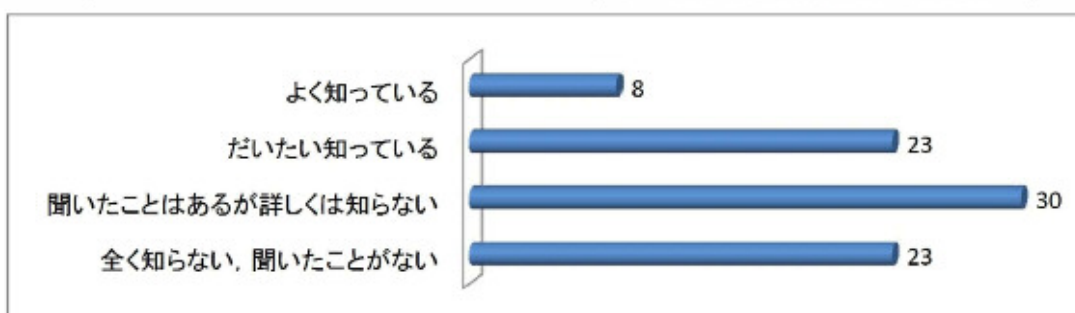
(1) 「第4回ノウフクマルシェ2018春の収穫祭」会場でのアンケート

- ・期 日：平成30年3月1日（木）～2日（金）
- ・場 所：鹿児島中央駅（アミュ広場）
- ・アンケート対象者：障害当事者等（回答者数：84人）

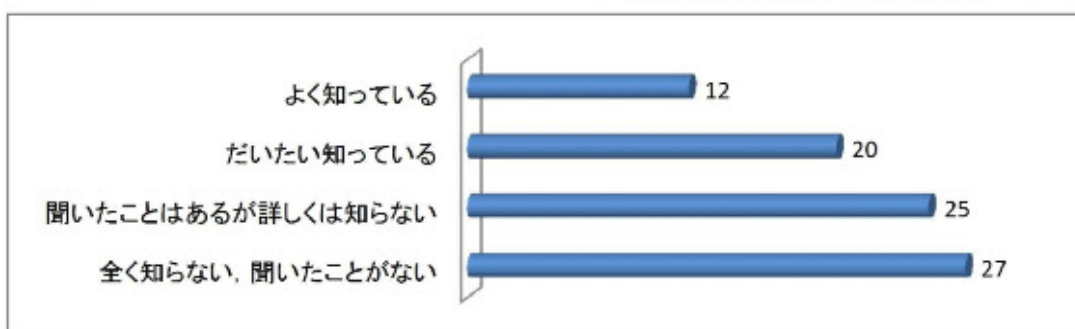
※「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」等の啓発活動の一環として実施

(2) アンケート結果概要

設問1	「障害者差別解消法」って、どんな法律か知っていますか	n=84	
		回答内容	回答数
		よく知っている	8
		だいたい知っている	23
		聞いたことはあるが詳しくは知らない	30
		全く知らない、聞いたことがない	23



設問2	差別を受けたときの相談先があることを知っていますか	n=84	
		回答内容	回答数
		よく知っている	12
		だいたい知っている	20
		聞いたことはあるが詳しくは知らない	25
		全く知らない、聞いたことがない	27



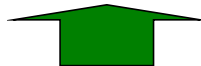
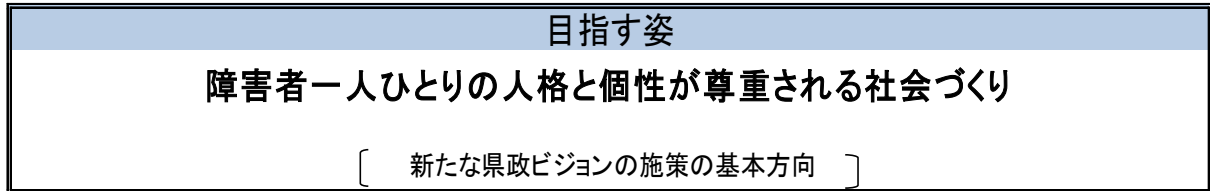
設問3	あなたは障害者だからという理由で差別を受けたことや、差別を受けているところを見かけたことがありますか(自由記述)	n=84	
		回答内容(記載事項を分類)	回答数
		ある	14
		メディアで見聞きした	5
		ない	33
		無回答	21
		その他	11

- 「車いす利用可」であっても、幅の狭さや段差により利用ができない場合がある。
- 差別するような発言を聞いたことがある
- 報道でなら見たことがあります、実際に周りで見たことはありません。
- 見かけたことはありません。障害者への面倒見はいいですよ。
- 実際に見かけたことはないが、なくしていかないといいなと思っています。
- よく分からないが、会社での研修は受けています。

第3 県障害者計画に基づく取組

1 県障害者計画（平成30年～平成34年）（案）における位置付け

【障害者計画の体系】



重点的に取り組む施策	分野別施策																								
(1) 県民の理解促進	<table border="1"> <tr> <td>生活環境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の確保 ・移動しやすい環境の整備等 ・アクセシビリティに配慮した施設の普及促進 ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 </td> </tr> <tr> <td>情報アクセシビリティ、意思疎通支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信における情報アクセシビリティの向上 ・情報提供の充実等 ・意思疎通支援の充実 等 </td> </tr> <tr> <td>防災・防犯等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の推進 ・防犯対策の推進 </td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td style="border: 2px solid red;">(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td> <td style="border: 2px solid red;"> <table border="1"> <tr> <td style="border: 2px solid red;">差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td> <td style="border: 2px solid red;"> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進、虐待の防止 ・障害を理由とする差別の解消の推進 等 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(3) 障害福祉サービス提供体制の充実</td> <td>生活支援</td> </tr> <tr> <td>(4) 地域移行の支援</td> <td>保健・医療</td> </tr> <tr> <td>(5) 社会参加の促進</td> <td>行政における配慮</td> </tr> <tr> <td>(6) まちづくりの推進</td> <td>雇用・就業</td> </tr> <tr> <td>(7) 障害児の支援</td> <td>教育</td> </tr> <tr> <td>(8) 雇用・就業の支援</td> <td>文化芸術活動・スポーツ等</td> </tr> <tr> <td>(9) 離島における対策</td> <td></td> </tr> </table>	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の確保 ・移動しやすい環境の整備等 ・アクセシビリティに配慮した施設の普及促進 ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 	情報アクセシビリティ、意思疎通支援	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信における情報アクセシビリティの向上 ・情報提供の充実等 ・意思疎通支援の充実 等 	防災・防犯等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の推進 ・防犯対策の推進 	(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<table border="1"> <tr> <td style="border: 2px solid red;">差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td> <td style="border: 2px solid red;"> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進、虐待の防止 ・障害を理由とする差別の解消の推進 等 </td> </tr> </table>	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進、虐待の防止 ・障害を理由とする差別の解消の推進 等 	(3) 障害福祉サービス提供体制の充実	生活支援	(4) 地域移行の支援	保健・医療	(5) 社会参加の促進	行政における配慮	(6) まちづくりの推進	雇用・就業	(7) 障害児の支援	教育	(8) 雇用・就業の支援	文化芸術活動・スポーツ等	(9) 離島における対策	
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の確保 ・移動しやすい環境の整備等 ・アクセシビリティに配慮した施設の普及促進 ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 																								
情報アクセシビリティ、意思疎通支援	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信における情報アクセシビリティの向上 ・情報提供の充実等 ・意思疎通支援の充実 等 																								
防災・防犯等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の推進 ・防犯対策の推進 																								
(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<table border="1"> <tr> <td style="border: 2px solid red;">差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td> <td style="border: 2px solid red;"> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進、虐待の防止 ・障害を理由とする差別の解消の推進 等 </td> </tr> </table>	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進、虐待の防止 ・障害を理由とする差別の解消の推進 等 																						
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進、虐待の防止 ・障害を理由とする差別の解消の推進 等 																								
(3) 障害福祉サービス提供体制の充実	生活支援																								
(4) 地域移行の支援	保健・医療																								
(5) 社会参加の促進	行政における配慮																								
(6) まちづくりの推進	雇用・就業																								
(7) 障害児の支援	教育																								
(8) 雇用・就業の支援	文化芸術活動・スポーツ等																								
(9) 離島における対策																									

2 重点的に取り組む施策【※(1),(2)のみ記載】

(1) 県民の理解促進

① 現状と課題

- 「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、県民の理解と協力を得るため、広報・啓発活動を継続することが必要です。
- 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組が必要です。
- 障害者アンケート調査の結果、障害のある人から「外出する時に、人々の障害に対する理解が不足していると感じる。」との意見が多くなっています。

【障害者アンケート調査結果】（平成29年9月～10月実施）

- 外出時に「人々の理解が不足していると感じる。」と回答があった割合
(単位：%)

身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者
8.3	29.7	23.0	39.2

- 発達障害や高次脳機能障害、難病等は、見た目には障害があることがわかりにくいいため、周囲とのコミュニケーションがうまくいかなかったり、学校・職場や地域で、さまざまな問題や困難に直面することがあります。

② 施策の基本的方向

- 県障害者保健福祉大会の開催や、広報誌「ありば」の発行、テレビ等の広報媒体の活用による広報活動などにより、障害のある者と障害のない者がお互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害及び障害のある人に対する理解促進に努めます。
- 公的機関等における職員については、研修等を実施して理解の促進に努めます。
- 発達障害や高次脳機能障害、難病等については、「発達障害者支援センター」や「高次脳機能障害者支援センター」、「県難病相談・支援センター」など、障害種別に設置している専門機関を核にして、県民への広報・啓発に努めます。

(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止（※抜粋）

① 現状と課題

- 国においては、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、平成28年4月に施行されました。県においては、平成26年3月に「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定し、同年10月に施行しました。
- 国が平成29年8月に実施した「障害者に関する世論調査」において、「障害を理由とする差別や偏見があると思う。」との意見が多く、また、県内においても障害への配慮がないために、障害のある人が暮らしにくさや日常生活に支障を感じる例が見られます。

【障害者に関する世論調査】（調査時期：平成29年8月）

- 「障害がある人に対して障害を理由とする差別や偏見があると思うか。」についての回答割合

(単位：%)

ある	ある程度はある	あまりない	ない
50.8	33.1	7.7	6.4

※ 調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨が規定されており、国において意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインが作成されています。

② 施策の基本的方向

- 自ら意思を決定することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。また、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が十分でない人の権利を擁護し、自立した生活を支援するため、成年後見制度の周知や活用の促進を図ります。
- 障害者差別解消法及び条例については、その趣旨を広く県民に理解していただくことが重要であることから、街頭キャンペーンの実施や関係団体等への個別訪問等による法・条例の説明、県ホームページでの広報等に取り組みます。

3 分野別施策の基本的方向（※抜粋）

(1) 生活環境

① 住宅の確保

- 平成29年10月に施行された「改正住宅セーフティネット法」に基づき、障害者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進に取り組みます。また、居住支援協議会等の活動の充実により、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

② 移動しやすい環境の整備等

- 公共交通機関や歩道などの歩行空間等について、「バリアフリー法」や「福祉のまちづくり条例」、障害者基本法及び障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点を踏まえて、バリアフリー化を促進します。

(2) 防災、防犯等

① 防災対策の推進

- 県においては、「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」を作成して市町村における避難体制の整備を支援しており、障害のある人など、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の個別支援計画の作成や充実を促進します。
- 避難行動要支援者の速やかな避難誘導及び安否確認については、地域住民、自主防災組織、民生委員等の多様な主体の協力を得ながら、平時より対象者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制及び避難誘導体制の整備などが図られるよう市町村に助言等を行い、避難支援体制の整備に努めます。
- 避難所のバリアフリー化や、避難所において障害特性に応じた支援を得ることができるよう、要配慮者の対応、支援等について定めた「避難所管理運営マニュアル」の策定及び適宜見直し、福祉避難所の確保を市町村に要請し、避難所管理運営体制の整備を促進します。
- 自力避難が困難なため土砂災害の犠牲になりやすい障害のある人等が利用する要配慮者利用施設について、市町村と連携して実態調査を行い、砂防、治山施設等の整備や市町村における警戒避難体制の整備に努めます。
- 障害のある人などの把握や災害情報の伝達を行う自主防災組織について、結成の促進及び活性化を図るため、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における防災組織の結成や防災活動等に指導的役割を担う「地域防災推進員」の養成に努めます。

- 市町村が個別支援計画を作成するに際しては、障害のある人など避難時に支援を要する者の情報を把握している民生委員、在宅福祉アドバイザーと連携して計画の作成が促進されるよう努めます。

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

① 障害を理由とする差別の解消の推進

- 平成26年3月に障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる社会を実現するため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定し、同年10月に施行しました。
- 条例については、その趣旨を広く県民に理解していただくことが重要であることから、街頭キャンペーンを実施するほか、関係団体や事業者の会議等の場や事業所への個別訪問等による条例の説明、県ホームページでの広報等を行います。
- また、障害を理由とする差別に関する相談等に対応するため、「障害者くらし安心相談員」を配置し、条例に基づき、相談者に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて関係者間の調整を行います。
- 全ての県民が障害や障害のある人に対する理解を深めるよう、広報誌「ありば」を発行するとともに、県政広報媒体（広報誌、県政広報番組、ホームページ等）・新聞等の活用による広報活動を実施します。
- 障害者週間の関連行事として開催する県障害者保健福祉大会のほか、県障害者雇用支援月間に開催する県障害者雇用支援・激励大会等、障害のある人への理解を深めるための行事を開催します。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病等については、それぞれ「発達障害者支援センター」、「高次脳機能障害者支援センター」、「県難病相談・支援センター」等の専門機関において、障害の特性に応じた啓発を実施します。
- 障害者団体が地域との交流や県民に対する啓発等を目的に実施している、「友愛フェスティバル」等への支援を通じて理解の促進に努めます。
- アビリンピックやパラリンピック等、技能面やスポーツ活動等において海外や全国で活躍する障害のある人について、紹介に努めます。

② ボランティア活動の推進

- 児童生徒については、道徳教育や総合的な学習の時間、特別活動等において、思いやりの心や助け合いの精神を学ぶボランティア教育を実施します。
- 障害のある人本人が、各地域において清掃作業等のボランティア活動に参加する取組を支援します。

(4) 生活支援

① 相談支援体制の構築

- 自ら障害のある人などの相談・情報提供・助言や地域の相談支援事業者間の連絡調整・関係機関の連携を行い、地域の相談支援の中核的機能を担う「基幹相談支援センター」について、各市町村において設置に向けた取組が進むよう、助言等を実施します。

(5) 行政における配慮

① 行政機関における配慮及び障害者理解の促進等

- 行政機関における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法及び差別解消条例に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

(6) 教育

① インクルーシブ教育システム*の推進

- 障害のある幼児児童生徒やその保護者に対して、教育、福祉、医療、保健、労働等の各機関が連携し、乳幼児期から学校卒業までのそれぞれの段階にわたり、一貫した相談支援が行われるよう体制の充実に努めます。
- 障害のある幼児児童生徒の就学相談・就学先決定に当たっては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うよう努めます。
- 障害のある児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するため、交流及び共同学習の推進や通級による指導、特別支援学級・特別支援学校等の多様な学びの場の充実に努めます。
- 学校における「個別の教育支援計画」については、保護者の参画を得ながら作成するとともに、長期目標や関係機関との連携、合理的な配慮等を記述し、入学から卒業までの一貫した教育が行われるよう努めます。
- 道徳教育において、児童生徒の発達の段階に応じてお互いに認め合い、支え合って生きる態度を育成する学習を実施します。

■ 「総合的な学習の時間」等において、車いす体験、視覚障害者の疑似体験等を通して、障害のある人についての理解を深める学習を推進します。

■ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解のため、小・中学校と特別支援学校等との交流及び共同学習を推進します。

※ インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み（障害者権利条約第24条）

② 教育環境の整備

■ 特別支援学校においては、医療や福祉等の関係機関との連携や職員研修等における外部専門家の積極的な活用を図りながら、対象とする障害種別の特性に応じた指導の一層の充実に努めます。

■ 特別支援教育に関する研修会や講習会を開催して、全ての教員が基本的な知識を習得し、適切な指導・支援ができるようにするとともに、担当教員の指導力や専門性の向上を図ります。

■ 教育施設の整備に当たっては、全ての利用者が、安全で安心して学習・生活できる環境の整備に努めます。

■ 段差の解消や身障者用トイレの設置など教育施設のバリアフリー化を進めます。

(7) 文化芸術活動・スポーツ等

① 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

■ 障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに県民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手芸教室や陶芸教室等の文化教室を開催するとともに、その成果を発表する作品展覧会を開催するなど、文化芸術活動の振興に努めます。

② スポーツに親しめる環境づくりの促進、全国障害者スポーツ大会等の開催を通じた障害者スポーツの普及拡大

■ 第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」に向けて、障害者スポーツの体験教室等を開催し、大会参加選手の確保・育成に努めます。また、大会開催を契機とした障害者スポーツの普及拡大を図るため、地域において障害者スポーツ教室を開催し、障害者スポーツ活動の拠点づくりに努めます。

第4 今後の取り組みの方向性

障害当事者、事業者、県民へのアンケートや、障害当事者・家族団体との意見交換等を実施した結果、合理的配慮の好事例等があった一方で、障害に対する理解が無いこと等からくる差別も依然として少なくなく、障害者差別の解消に向けた取組が求められているところ。

従って、今後、あらゆる場面で障害者差別の解消につながるよう、県障害者計画に基づき関係課や関係機関、障害者団体とも連携しながら、法及び条例の認知度を高める取組や障害及び障害のある人に対する理解の促進など、障害当事者、事業者、県民に対する普及啓発等を更に進める必要がある。

なお、本県条例については、関連法令等を踏まえて策定しており、現時点で文言等を含め、条文の改正の必要性はないものと考えているが、障害者差別解消法施行後3年の見直し時等において、必要があれば、随時条文の見直し等について検討を行う。

参考：障害者差別解消条例（制定時期の早い道府県）の見直し状況

道府県名	施行年月	見直し規定	見直しの状況
千葉県	平成19年7月	有	関連法律の制定等に伴う見直し
北海道	平成21年4月	〃	〃
岩手県	平成23年7月	〃	〃
熊本県	平成24年4月	〃	〃
長崎県	平成26年4月	〃	施行後3年での条文の見直しなし
沖縄県	〃	〃	〃
茨城県	平成27年4月	〃	〃
京都府	〃	無	—

第5 その他の取組（普及啓発にかかる取組）

法及び条例については、その趣旨を広く県民に理解していただくことが重要であることから、街頭キャンペーンを実施するほか、関係団体や事業者の会議等の場や事業所への個別訪問等による条例の説明、県ホームページでの広報等の取組を継続して行うとともに、さらなる啓発に向け、以下の取組を実施する。

(1) リーフレットの見直し

条例制定時に策定したリーフレットについては、障害を理由とする差別の2つの類型（障害を理由とする不利益な取扱い、合理的配慮の不提供）と不利益な取扱いの具体例について解説するとともに、差別を受けた場合の相談窓口等を記載している。

新しく作成するリーフレットの内容については、今回の見直し作業における意見等を踏まえ、合理的配慮についての好事例及び障害の社会モデルの考え方等を記載する。

(2) 関係機関との連携による啓発

① 庁内関係課との連携

障害者差別の解消に向けては、各事業分野における取組も不可欠であることから、各省庁が事業分野別に作成している対応指針（ガイドライン）に基づき、関係各課で連携し、事業者等への広報・啓発を実施する。

② 教育機関との連携

文部科学省は、各都道府県教育委員会等に対し、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について（依頼）」（平成30年2月8日付け通知）において、交流及び共同学習の推進に向けた取組の普及促進や教職員の研修の充実、障害のある人との交流の推進等について積極的に取り組むよう依頼しているところ。

同通知の発出に併せ、厚生労働省から各地方公共団体の福祉部局に対し、同通知の内容の周知と協力依頼があったところであり、今後、県教育委員会等とも連携し、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等を通じた相互理解の促進を図る。

③ 市町村との連携

「障害者差別解消法」においては、全ての地方公共団体において、障害を理由とする差別に関する相談対応や啓発活動等を行うものとされていることから、各市町村と連携し、更に障害者差別の解消に向けた取組を促進する。

併せて、職員対応要領の作成や障害者差別解消支援地域協議会の設置について、未作成・未設置の市町村に対し働きかけることとする。